

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処 分 庁 佐賀県東部環境施設組合
管 理 者 橋 本 康 志

審査請求人が平成30年8月10日に提起した処分庁による鳥栖市真木町に次期ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）を設置する計画（処分）、みやき町の一般廃棄物処理施設を継続使用しないこと（不作為）及び鳥栖市江島町に次期ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）を設置する計画をしないこと（不作為）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 鳥栖市において、次期ごみ処理施設建設用地を鳥栖市真木町に選定した。
- 2 平成 28 年 3 月 23 日、佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会（平成 28 年 2 月 15 日、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町にて設置、事務局は鳥栖・三養基西部環境施設組合）において、鳥栖市が選定した鳥栖市真木町の鳥栖市衛生処理場敷地を次期ごみ処理施設建設予定地として確認した。
- 3 平成 29 年 8 月 31 日、鳥栖市及び佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会主催の小森野校区住民説明会を小森野校区コミュニティセンターにおいて開催し、次期ごみ処理施設建設事業の概要（ごみ処理施設整備基本計画策定の目的、建設地の位置、面積、施設規模、整備基本方針、処理システム、概略配置計画、自主基準値、環境保全対策、今後のスケジュール他）について説明した。
- 4 平成 29 年 9 月 1 日から 29 日まで、鳥栖・三養基西部環境施設組合において「ごみ処理施設整備基本計画（案）」についてのパブリックコメントを実施した結果、3 人から 9 件の意見があった。
- 5 平成 29 年 10 月 24 日、上記において実施したごみ処理施設整備基本計画（案）についてのパブリックコメントの意見に対する組合の回答について組合ホームページに掲載し、また、同日付で意見提出者に対しては回答を郵送した。さらに小森野校区まちづくり振興会に対し、本件に関する回答書を手渡した。
- 6 平成 29 年 10 月 24 日、ごみ処理施設整備基本計画を策定し、組合ホームページに掲載した。
- 7 平成 29 年 10 月 26 日、鳥栖市及び佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会主催の小森野校区住民説明会を小森野校区コミュニティセンターにおいて開催し、鳥栖市を建設地に決定した経緯、候補地選定方法及び環境保全対策、排ガスの法規制値と自主基準値、環境影響評価（調査内容）、今後のスケジュール等、環境影響評価方法書の概要について説明した。
- 8 平成 29 年 11 月 1 日、佐賀県知事から佐賀県東部環境施設組合の設置許可。鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の 2 市 3 町による新たな広域ごみ処理事務を行う一部事務組合を設立した。
- 9 平成 29 年 11 月 1 日、鳥栖市主催により佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書説明会を久留米シティプラザ大会議室にて開催した。

- 10 平成 29 年 10 月 13 日から 11 月 13 日まで、鳥栖市が環境影響評価方法書の縦覧を実施し、併せて平成 29 年 10 月 13 日から 11 月 28 日まで環境の保全の見地からの住民意見を募集した結果、7 人から 38 件の意見があった。
- 11 平成 30 年 1 月 16 日、鳥栖市及び佐賀県東部環境施設組合主催で小森野校区自治会連絡協議会及び同校区環境衛生連合会を対象としてごみ処理施設見学会を開催し、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び久留米市宮ノ陣クリーンセンターを見学して意見交換を行った。
- 12 平成 30 年 2 月 15 日、鳥栖市及び佐賀県東部環境施設組合主催の小森野校区住民説明会を小森野校区コミュニティセンターにおいて開催し、平成 29 年 8 月 31 日及び 10 月 26 日に小森野校区コミュニティセンターで開催した小森野校区住民説明会において出されていた質問及び平成 29 年 10 月 13 日から 11 月 28 日までに提出された環境影響評価方法書に係る環境の保全の見地からの住民意見に対し、回答した。
- 13 平成 30 年 3 月 23 日、小森野校区自治会連絡協議会会長が鳥栖市長に対して「ごみ処理施設設置計画反対について（申し入れ）」を提出した。
- 14 平成 30 年 6 月 8 日、上記「ごみ処理施設設置計画反対（申し入れ）」に対する鳥栖市の見解を小森野校区自治会連絡協議会に回答した。
- 15 平成 30 年 6 月 14 日、上記の回答内容について、小森野校区自治会連絡協議会に対し、説明会を開催し意見交換を行った。
- 16 審査請求人は、平成 30 年 8 月 10 日、佐賀県東部環境施設組合管理者に対し、本件計画（処分）の取り消しを求める請求及びみやき町の一般廃棄物処理施設を継続利用しないことの不作為、鳥栖市江島町に次期ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）を設置する計画をしないことの不作為が違法であることの確認について審査請求を提出した。
- 17 審査請求人は、平成 30 年 9 月 25 日、佐賀県東部環境施設組合管理者に対し、本件審査請求に係る審査請求書の補充を提出した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、鳥栖市真木町に次期ごみ処理施設を設置する計画は処分に相当し、鳥栖市真木町を次期ごみ処理施設の建設地に選定する際、点数評価の過程において、判断を誤り不合理な評価を行い、配慮段階において小森野地区を配慮対象地区から除外するなど、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しなかったことは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであることから、裁量権の範囲を逸脱し、濫

用したものととして違法と考えられるため、当該計画の取り消しを求める。

また、予備的に本件計画が処分に該当しない場合は、みやき町の一般廃棄物処理施設を継続使用しないことの不作为及び鳥栖市江島町に次期ごみ処理施設を設置する計画を立案しないことの不作为について、違法であることの確認を求める。

理 由

審査請求人は、次期ごみ処理施設を設置する計画が処分に該当すると主張しているが、行政不服審査法においては、公権力の主体として行う行為のうち、その行為によって直接市民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものについて処分に該当するとしている。鳥栖市真木町に次期ごみ処理施設を設置する計画は、公権力の主体として行う行為のうちその行為によって、直接審査請求人等の権利、義務を形成するものではないため、当該計画については、審査請求人が主張する処分には該当しない。

また、審査請求人は本件計画が処分にあたらない場合は、予備的に2件の不作为が違法であることの確認を求めている。

審査請求人が請求する、みやき町の一般廃棄物処理施設を継続使用しないことの不作为及び鳥栖市江島町に次期ごみ処理施設（一般廃棄物施設）を設置する計画をしない不作为については、行政不服審査法第3条において規定する不作为が「法令に基づく申請に対して、相当の期間が経過したにもかかわらず行政庁が何らの処分をもしない場合に申請者が行うことができる請求審査」とされていることから、いずれの請求についても審査請求人としての適格性を欠き、また、不作为には該当しない。

以上、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項及び第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年10月5日

審査庁 佐賀県東部環境施設組合
管理者 橋本康志